

新型コロナウイルスの影響を踏まえた規制・制度改革に関する要望

2020年9月30日
日本商工会議所

基本的考え方

1. はじめに

日本商工会議所は政府に対し、わが国経済の強い成長基盤の構築に資する規制・制度改革について、会員事業者の声を基に毎年要望を重ねてきた。本年は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を受け、緊急事態宣言が発令され、人との接触機会の削減が求められる中、テレワーク等の妨げとなる書面・押印・対面の見直しについて、4月に内閣府および与党に対し緊急要望を行い、7月には内閣官房、内閣府、規制改革推進会議および4経済団体にて「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本の見直しに向けた共同宣言を行った。

コロナ禍の下、行政手続の見直しのほか、さまざまな分野において特例として一部規制緩和等が図られてはいるものの、感染の長期化により社会経済への影響が深刻化する中、実態を踏まえた柔軟、迅速な対応が必要であり、再度の要望を行う。

2. 新型コロナウイルスにより、明らかになった課題の克服と企業活動への支援

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、わが国経済は未曾有の影響を受けている。日本商工会議所が本年9月に実施した LOBO(早期景気観測)調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響があると回答した中小企業は実に92.2%(※)に達し、業況DIもマイナス56.5と依然として高止まりしており、中小企業の景況感は極めて厳しい状況が長期にわたり続いている。経済活動の再開に伴い、持ち直しの動きがみられるものの、感染拡大への懸念から、消費者のマインド低下や資金繰りの悪化など、影響の長期化に対する警戒感は依然として強い。

感染拡大が長引く中で、新型コロナウイルスの感染拡大防止と経済活動を両立させることが最優先の課題である。同時にコロナ禍で明らかになったわが国の課題の克服に尽力するとともに、中小企業の経営者の心が折れず、今後も事業継続に希望を持つことができるよう、事業環境の整備とビジネスモデルの変革を後押ししていくことが必要である。今般、発足した菅新内閣では、大胆な規制改革の断行を打ち出されており、その実現を強く期待するものである。

3. 社会全体のデジタル化の推進「デジタル実装による抜本的な生産性の向上」

今回のコロナ禍により、従来からわが国が抱えていた、デジタル化の遅れや過度な東京一極集中といった課題が顕在化した。国民全体が課題を認識した今こそ、官民を挙げたデジタル化の推進、またリモートワーク等の急速な進展に伴う、個人の地方移住および企業の地方移転への関心の高まりという流れを後押しし、加速すべきである。

デジタル化の遅れは一方では、デジタル化による生産性向上の伸びしろが大きいと捉えるこ

とも可能であり、感染症のみならず、激甚化する大規模自然災害なども想定し、社会全体のデジタル化によって生産性向上とともに変化に対し迅速に対応する柔軟性の強化に取り組むべきである。

特に、今回の新型コロナウイルスに際し、政府はさまざまな施策を導入したが、事業者等に届くまで時間がかかり過ぎるという大きな問題が発生した。これは、行政のデジタル化の遅れというわが国の弱みが危機の下で顕著に現れたものである。国や地方公共団体等を通じた行政のデジタル化・オンライン化、また書面、押印、対面手続の抜本的な見直しと簡素化を行うべきであり、デジタル庁の設置に期待する。あわせて、中小企業の実業性向上と新しい生活様式への対応へ向けたIT活用について、継続的な支援の拡充を図られたい。

また、AIやIoT、ロボット等の最先端技術を活用し、最先端都市づくりに取り組むスーパーシティ構想については、5月に法整備がなされており、世界に先駆けてモデルを示すために、より迅速かつ柔軟に規制特例を設定し、実現へ向け強力で推進すべきである。

さらに、マイナンバーの有効活用に向けた機能の充実、利便性向上とカードの取得促進に向けた体制整備のほか、医療、介護、福祉、教育など個人生活に係る社会基盤も含めたデジタル化を推進することが必要である。

4. **ポスト・コロナを見据えたビジネスモデルの変革への支援「規制・制度の見直しによる民間の創意工夫への後押し」**

新型コロナウイルスの完全な終息が見通せず、経済活動が正常化に至るまでに長期間を要することが想定される中、全国の中小企業・小規模事業者は懸命に事業継続と雇用維持に尽力している。

感染防止のための活動自粛による需要の停滞、インバウンドの大幅な減少などに加え、身体的距離の確保、働き方の変化など新しい生活様式に合わせて消費行動が変わる中で、現在の「ウィズ・コロナ」から次の「ポスト・コロナ」へ向け、事業者のさまざまな創意工夫を後押しする規制・制度改革が必要である。

これらの基本的な考え方の下、国および地方公共団体におかれては、以下の規制・制度改革と行政手続の簡素化について迅速に実行されるよう、強く要望する。

※「影響が続いている」60.1%、「経済活動の停滞が長期化すると影響が出る懸念がある」32.1%の合計。

要望項目

1. デジタル実装による抜本的な生産性の向上

(1) デジタル実装による社会基盤の整備

- ①. 企業の生産性向上に資する行政のデジタル化の推進
- ②. 地方公共団体など手続の標準化、オンライン化・デジタル化推進
- ③. 請求書、見積書への社印・代表者印の押印の廃止と補助金の申請・報告・請求等におけるJグランツの活用促進と使い勝手の改善
- ④. オンライン診療・服薬指導の時限的特例措置の恒久化
- ⑤. 教育のICT化を進めるための遠隔授業の要件の見直し
- ⑥. マイナンバーの活用による社会基盤の整備およびマイナンバーカードの普及促進

(2) 企業の生産性向上に資する行政手続の見直し

- ①. 電子帳簿保存法の要件緩和による中小企業・小規模事業者の電子帳簿の促進
- ②. 雇用保険、就業規則、36協定に係る届出の負担軽減
- ③. 「中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)」に係る手続の負担軽減
- ④. 「小規模企業共済」に係る手続の負担軽減
- ⑤. 商店街振興組合の総会の簡素化
- ⑥. 介護ソフトの書式統一、紙の「署名・捺印」「交付」等の見直し
- ⑦. 介護支援専門員の月1回のモニタリング訪問の見直し、遠隔面談・サービス担当者WEB会議の恒久化
- ⑧. 食品衛生責任者実務者講習会の簡素化
- ⑨. 防火・防災管理者講習の簡素化
- ⑩. 建築士定期講習の簡素化
- ⑪. 建設業における申請・届出のオンライン化
- ⑫. 食品営業許可に係る許認可手続の緩和
- ⑬. 第三者の個人保証の際の公証人役場での対面手続の見直し
- ⑭. 税理士2カ所事務所の設置禁止要件の緩和

2. 規制・制度の見直しによる民間の創意工夫への支援

- ①. プレミアム付き商品券発行拡大のための保証金供託制度の見直し
- ②. 道路占用許可基準の緩和の拡大および恒久化
- ③. 期限付酒類小売業免許の期限延長および恒久化
- ④. 乗合バス事業者の運行計画・運賃等の許可申請手続の要件緩和
- ⑤. 旅館業法の宿泊拒否要件の見直し
- ⑥. 企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大
- ⑦. 離職後1年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制の撤廃
- ⑧. 災害発生など緊急時における「年次有給休暇の取得義務化」の適用除外

個別要望項目内容

1. デジタル実装による抜本的な生産性の向上

(1) デジタル実装による社会基盤の整備

①. 企業の生産性向上に資する行政のデジタル化の推進

【要望内容】

- 行政手続における書面・押印・対面規制の抜本的な見直し
- オンライン手続の利用率向上に向けた取組の推進
- GビズIDの横断的導入など認証基盤(本人確認)の共通化やデータ連携の推進

【理由】

- ・ 「骨太の方針2020」において政府は、書面・押印・対面を前提としたわが国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組むとし、まず、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直すとしている。行政手続の見直しを通じた企業の生産性向上の観点からも有効であり、速やかに実現されたい。
- ・ 現状の行政手続は、コロナ禍においても、書面・押印を求める、メールは認めずFAX のみの受付とする手続も多く、事業者の負担となっている。(例:企業年金の導入企業から地方厚生局への報告書、年金事務所への社会保障協定手続、第二海堡上陸申請書など)
- ・ オンライン化・デジタル化にあたっては、利用者目線で「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」になるよう取り組むべきである。例えば、36協定に係る届出についてはオンライン化実現済みとしながらも、実際の電子申請は1%に止まっている実態があり、普及しない原因についても調査し、対策を講じていく必要がある。(例:各種社会保険関係手続(e-gov 電子申請は可能であるものの環境導入の手順が煩雑)、謄本・印鑑証明書のオンライン申請(導入の手順が煩雑))
- ・ 事業者向けオンライン手続については、社会保険手続に導入したGビズID(法人共通認証基盤)を活用したID・パスワード方式の原則化など、IT専門人材がいない中小企業等においても使いやすい利用者目線で整備すべきである。

②. 地方公共団体など手続の標準化、オンライン化・デジタル化推進

【要望内容】

- 地方公共団体の行政手続の簡素化・標準化(国による統一の書式・様式の作成と普及促進)
- 地方公共団体のオンライン化・デジタル化

【理由】

- ・ 地方公共団体における行政手続は、地方公共団体ごとに書式・様式が異なり、複数の自治体に対して手続を行う事業者にとって大きな負担となっている。例えば、

個人住民税の特別徴収の際に必要な給与支払報告書(総括表)は、市区町村ごとに様式が異なり、作成に手間がかかっている。このため、国が、法令に根拠がない押印を廃止したうえで、統一の様式を作成し、その普及に取り組むべきである。また、地方公共団体においても、事業者等から申請等を求める手続に係る押印について、原則廃止の方針で見直すべきである。(例:保育園の入園手続に必要な「就労証明書」、国民健康保険の手続書類など)

- 地方公共団体における行政手続のオンライン化・デジタル化を強力に推進して事業者の行政手続コストを軽減し、生産性の向上を後押しすべきである。オンライン化・デジタル化に当たっては、利用者目線で「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」になるよう取り組むべきである。
- 地方公共団体が管理する道路台帳、上下水台帳、土砂災害警戒区域などの情報についてもオンラインで参照できるよう、行政の情報公開のオンライン化を推進すべきである。
- また、一部の地方公共団体では、市道などとの土地の境界確認について、立会を求める書類申請に実印の押印と印鑑証明書の添付を要求している。実印の押印等を要求していない地方公共団体も多くあり、また、申請ごとに必要とされるため事業者の負担は大きいことから、廃止すべきである。
- 国は電子申請に対応しているも、健康保険組合や労働保険事務組合がシステム対応しておらず、各種手続の書面郵送、押印を求められ、テレワークができない事例が多数ある。例えば、年金事務所に健康保険組合の書類提出が必要となる場合、健康保険組合で書面の電子化に対応していないことから、年金事務所に提出する書面は全て紙となっている。健康保険組合や労働保険事務組合に対し、電子化対応のための支援を行い、エンドツーエンドでのオンライン化・デジタル化を図るべきである。

③. 請求書、見積書への社印・代表者印の押印の廃止と補助金の申請・報告・請求等におけるJグランツの活用促進と使い勝手の改善

【要望内容】

- 行政に提出する請求書、見積書への社印・代表者印の押印の廃止
- Jグランツの活用促進と使い勝手の改善

【理由】

- 行政に提出する請求書、見積書への社印・代表者印の押印など、法令に根拠がないにもかかわらず押印を求めているものについては、政府共通の方針を定め、速やかに廃止すべきである。また、地方公共団体や学校等においても同様の対応が推進されるよう、周知などを通じてさらに促すことが必要である。
- 補助金の申請・報告・請求等における J グランツの活用促進と使い勝手の改善を図るべきである。

④. オンライン診療・服薬指導の時限的特例措置の恒久化

【要望内容】

●時限・特例措置で解禁されたオンライン診療・服薬指導の恒久化

【理由】

- 厚生労働省は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、初診におけるオンライン診療を可能としているが、流行収束までの時限的措置としている。
- コロナ禍を機に医療機関のオンライン診療の導入は進み、厚生労働省によると、4月下旬時点では1万余だった対応施設は、2カ月間で1万6千に増加しており、その内4割が初診でも活用している。
- 今後も院内感染を含む感染防止、医療従事者と患者双方の安全確保の観点から、オンライン診療の果たす役割は大きい。
- また、医師の地理的偏在や診療科目の偏在を是正するためにも、ICTを活用したオンライン診療・服薬指導の普及により、医師不足地域でも一定水準の医療サービスを受けられる環境整備を進める必要がある。
- オンライン診療については、重篤化が懸念される一部の病気などもあることから、対面診療とのバランスを考慮しつつ、原則初診から診療が可能になるよう恒久的な措置とするべきである。

⑤. 教育のICT化を進めるための遠隔授業の要件の見直し

【要望内容】

- 遠隔授業における同時双方向要件の撤廃
- 高校・大学における遠隔授業の単位取得数の制限緩和
- オンライン学習教材の活用に向けた支援

【理由】

- 新型コロナ感染症の拡大に伴い、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワーク整備など教育のICT化の環境整備が前倒しされたほか、臨時休校になった際に学校再開までの期間、一部の学校においてテレビ放送を活用した学習や教師による授業動画を配信するなど、さまざまな手段で学びを保障するための活動が行われた。
- 一方で、国が授業として認める遠隔授業は、同時双方向型で受信側に教師がいることを必須要件としており、児童生徒が自宅からICTで行う学びについては、受け手側に教師が不在となるため、オンライン上の教育コンテンツを使用した場合については、どんなに優良な教育コンテンツであったとしても正式な授業として認められていない。
- 今後、新型コロナウイルスに限らず、インフルエンザによる学級閉鎖や自然災害時等の非常時においても、児童・生徒が時間や場所の制限を受けずに学び続けられる環境を整える必要がある。
- 遠隔授業において、同時双方向型以外の教育コンテンツを使用した場合についても、同等の効果が見込まれる場合については、正規の授業として認めるように要件

を緩和すべきである。また、高校・大学における遠隔授業の単位取得数の制限緩和も必要である。さらに、オンライン教育の実施に当たっては学習教材についても、ICTの特性を活かし能力や習熟度に応じたものを使用できるよう、必要な支援を行うべきである。

⑥. マイナンバーの活用による社会基盤の整備およびマイナンバーカードの普及促進

【要望内容】

- 災害時の対応機能拡大
- ワンカード化の推進
- マイナンバーカード取得促進に向けた体制整備

【理由】

- 真に救済が必要な者を迅速かつ確実に支援する基盤としてマイナンバーが活用できるよう整備すべきである。また、給付する先の銀行振込口座との紐づけなど、行政手続の簡素化により、支援のスピードアップを図ることが重要である。
- 大規模災害等の被災時においては、住民の迅速な安全確認や被災者の識別・特定、救急対応が極めて重要となるのみならず、避難所においても、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な対応が求められる。このため、マイナンバーカードについては、本人同意のもとで必要な基本情報を適宜把握し、活用できるよう、IDカードとしての機能拡充を検討すべきである。
- 災害時においてマイナンバーを機能させるためには、カードを常に携帯している必要があるため、運転免許証等といった、既存の公的身分証との統合(ワンカード化)を進めるべきである。健康保険証としての利用については、2022年度中に概ね全ての医療機関で導入することが政府方針として決定されているが、各病院共通の「診察券」としての利用も可能となるよう、医療等分野との情報連携を図る共通基盤を早期に整備すべきである。
- 現状では自治体窓口におけるマイナンバーカードの受取時間帯が平日の夕刻までに限られている地域が多く、受取にかかる個人の負担は大きい。このため、一部の自治体で実施されている、社会人が受け取りやすい夜間交付や休日交付の時間帯拡充、郵送交付等を全国の自治体に横展開すべきである。

(2)企業の生産性向上に資する行政手続の見直し

①. 電子帳簿保存法の要件緩和による中小企業・小規模事業者の電子帳簿の促進

【要望内容】

●電子帳簿保存法の要件緩和

【理由】

- 電子帳簿保存法は、一定規模の事務体制を有する企業を前提とし、書面での保存に比べ厳格な要件が課されている。しかし、中小企業の場合、経理処理に割ける人員は少なく、とりわけ小規模事業者においては経営者本人が経理事務を担うケースも多く、電子帳簿保存法が定める要件を満たすのは困難である。
- 改ざん防止等一定の要件を満たした会計ソフトを導入した中小企業・小規模事業者においては、以下のとおり要件緩和すべきである。
- なお、電子帳簿保存法は、書面での保存の特例措置として位置づけられているが、デジタル化の進展を踏まえ、税法上における電子データに対する扱いを同等とし、電子帳簿保存に係る各種形式要件を不要とするような抜本的な見直しも検討すべきである。

<事前申請の撤廃>

- 電子帳簿保存やスキャナ保存に係る税務署への承認申請を不要とする(少なくとも期中での申請を認める)。

<帳簿書類保存要件の緩和>

- 小規模事業者においては、特例として事務処理規程を不要とする等、「関係書類の備付け」要件を緩和する。

<スキャナ保存要件等の緩和>

- 小規模事業者においては、特例として「事務処理規定等の備付け」を不要とする。さらに税理士の関与がなくとも、「相互けんせい」、「定期検査」を不要とする。
- 税理士の定期検査を受けている、または経費精算の申請プロセスにおいて上長等の承認履歴が電子的に確認できる等の場合は「相互けんせい」要件を不要とする(現行の「小規模企業者特例」を中小企業も対象とする)。
- 「請求書等への自署」を不要とし、「タイムスタンプの処理期日」も大幅に延長する。
- 3万円未満の少額取引については、タイムスタンプ処理を不要、スキャン後の原本を破棄可能とする。
- 会計ソフトにおいて銀行口座の入出金情報やクレジットカードの電子明細と連携している場合、電子明細に紐づく請求書・領収書等はスキャナ保存要件の対象外として、「相互けんせい」要件やタイムスタンプ要件等を不要とする。

②. 雇用保険、就業規則、36協定に係る届出の負担軽減

【要望内容】

●雇用保険、就業規則、36協定に係る届出の押印廃止

【理由】

- 電子申請の利用率が極めて低い現状においては、まず押印の廃止を実施し、事業者の負担軽減を図りつつ、並行してオンライン化の利用率が少ない原因分析を行うべきである。
- 労働政策審議会(労働条件分科会)において36協定に係る届出の押印廃止について方針が示されており、そのほか押印を求めている労働基準法および雇用保険法に係る省令様式等などについても迅速に廃止すべきである。

③. 「中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)」に係る手続の負担軽減

【要望内容】

- 新規加入時、預金口座のある金融機関に事前押印を求める「金融機関口座確認印」の廃止
- 掛金月額変更申込書、掛金前納申出書など加入後手続のオンライン化

【理由】

- 新型コロナウイルス拡大による影響で倒産する企業が増加しており、取引先の倒産時に事業資金を融通する経営セーフティ共済のニーズが高まっていく可能性がある。
- 経営セーフティ共済に係る手続は全て紙であり、電子申請ができない。
- 商工会議所など委託団体で新規加入を行う際、掛金を引き落とす口座のある金融機関で、「掛金預金口座振替申出書」の確認印の押印が事前に必要となっている。公共料金自動引落や、民間のクレジットカード引落口座登録手続などにおいては行われていない手続であり、事業者の負担となっており、本制度の利用促進を阻害している。
- 利用者の利便性向上や感染拡大防止、ならびに行政手続のデジタル化・オンライン化を推進する観点から、「金融機関口座確認印」の廃止と申請手続のオンライン化を図るべきである。

④. 「小規模企業共済」に係る手続の負担軽減

【要望内容】

- 新規加入時、預金口座のある金融機関に事前押印を求める「金融機関口座確認印」の廃止
- 共済金等請求書、納付月数通算申出書など加入後手続のオンライン化

【理由】

- 小規模企業共済に係る手続は全て紙であり、電子申請ができない。
- 商工会議所など委託団体で新規加入を行う際、掛金を引き落とす口座のある金融機関で、「掛金預金口座振替申出書」の確認印の押印が事前に必要となっている。公共料金自動引落や、民間のクレジットカード引落口座登録手続などにおいては行われていない手続であり、事業者の負担となっており、本制度の利用促進を阻害している。

- 利用者の利便性向上や感染拡大防止、ならびに行政手続のデジタル化・オンライン化を推進する観点から、「金融機関口座確認印」の廃止と申請手続のオンライン化を図るべきである。

⑤. 商店街振興組合の総会の簡素化

【要望内容】

- 商店街振興組合の総会における書面投票や電子投票等の許容

【理由】

- 商店街振興組合法では「通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない(第57条)」とされている。開催にあたっては書面投票や電子投票が認められていないため、コロナ禍においても通常開催として実施しなければならない。
- 一方で会社法の適用を受ける組織については、会社法第298条第1項第3号、第4号に基づき、総会の簡略化が認められている。
- 商店街振興組合法においても、会社法と同様に書面投票と電子投票等を採用することで、議決権行使の簡略化を早急に実施すべきである。

⑥. 介護ソフトの書式統一、紙の「署名・捺印」「交付」等の見直し

【要望内容】

- 介護ソフトの書式統一、紙の「署名・捺印」「交付」等の見直し

【理由】

- 厚生労働省は、3月6日付事務連絡にて社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間取りまとめを踏まえた具体的な取組として、押印および原本証明の見直しによる簡素化などを地方公共団体に周知している。
- 地方公共団体ごとに異なる書式の統一、介護ソフトのデータフォーマット統一は未だ途上であり、また、紙の「署名・捺印」「交付」等の見直しなどは現場まで徹底されておらず、迅速な実現と周知を行う必要がある。

⑦. 介護支援専門員の月1回のモニタリング訪問の見直し、遠隔面談・サービス担当者WEB会議の恒久化

【要望内容】

- ICTの活用等による介護分野の規制緩和、手続簡素化

【理由】

- 厚生労働省は、サービス担当者会議については2月28日付事務連絡、モニタリング訪問については3月6日付事務連絡において柔軟な取扱いを認めている。本取扱いについて、コロナ禍における特別な措置とせず、恒久的な措置とすべきである。

⑧. 食品衛生責任者実務者講習の簡素化

【要望内容】

●食品衛生責任者実務者講習のオンライン化の普及促進

【理由】

- 食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)にて、食品衛生責任者は、「都道府県知事、指定都市長及び中核市長(以下「知事等」という。)が行う講習会又は知事等が適正と認めた講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めること」となっており、食品衛生責任者本人が、毎年、指定された日時・場所で講習会を受講しなければならず負担感が大きい。
- 一部地方公共団体では、従来の集合型の研修ではなく、Eラーニング方式による開催も行っており、動画や書面を活用して事務所にいながら新たな知識を習得できる方法にすべきである。

⑨. 防火・防災管理者講習の簡素化

【要望内容】

●防火・防災管理者講習のオンライン化

【理由】

- 大規模・高層の建物の管理権原者に対して、地震等の災害による被害を軽減するため、必要な知識および技能を有する資格者の中から防災管理者を定め、防災管理業務を行わせることが義務付けられており、消防法上、防災管理者となるには登録講習機関による講習を受ける必要があるとされている。
- 防災管理講習は5年ごとに義務づけられている再講習も含め、申込時から消防署の窓口を訪問する必要があるため、2日間にわたり講習会を受講しなければならず負担感が大きい。
- 従来の集合型の研修ではなく、動画や書面を活用して事務所にいながら新たな知識を習得できる方法にすべきである。

⑩. 建築士定期講習の簡素化

【要望内容】

●建築士定期講習のオンライン化

【理由】

- 建築士法では、建築士事務所に属する一級・二級・木造建築士は、3年ごとに国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う建築士定期講習の課程を修了することとされている。未受講により懲戒処分を受けると、国土交通省ホームページ等において氏名や登録番号等が公表されるとともに、処分歴が建築士名簿に記載される。
- 従来の集合型の研修ではなく、動画や書面を活用して事務所にいながら新たな知識を習得できる方法にすべきである。

⑪. 建設業における申請・届出のオンライン化

【要望内容】

- 建設業許可、建築確認申請などのオンライン化

【理由】

- 建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、2022年度内の運用開始に向けて検討を行っているとの回答が国土交通省からあった。
- オンライン化にあたっては、事業者の経費コストを軽減し、生産性の向上を後押しする視点で導入し、事業者が円滑に対応できるよう周知などを行うとともに、前倒しに取り組まれない。
- また、建築確認申請など地方公共団体が行う行政手続についてもオンライン化を推進されたい。

⑫. 食品営業許可に係る許認可手続の緩和

【要望内容】

- 食品営業許可に係る許認可手続の緩和

【理由】

- 新型コロナウイルスの影響で、飲食店にとって厳しい状況が続く中、売上確保に向けた取組として、新たなサービスを始める際に、地方公共団体によっては新たな営業許可が必要な場合がある。(例:飲食店が店内で調理した惣菜類をECサイトで販売する場合には「惣菜製造業」の許可が必要、ラーメン店が自家製麺を生麺の状態の販売する場合には「めん類製造業」の許可が必要、レストランが店内メニューで人気のケーキをテイクアウトで販売をする場合には「菓子製造業」の許可が必要)
- 新たな営業許可の申請については、7月20日から「食品衛生申請等システム」の運用が始まり、今まで営業所を所管する保健所の窓口で手続をする必要があった営業許可等の申請・届出をオンラインで順次、申請・届出ができるように整備が進められているが、導入時期については地方公共団体ごとに異なり、また申請手数料はこれまでどおり窓口納付に限定されている。
- コロナ禍において、事業形態を変更するために業種追加を行う飲食店の許可申請手続を簡素化するためにも、全国の地方公共団体においては、早急に食品衛生申請等システムの導入をすすめ、申請手数料も含めた完全オンライン化が必要である。

⑬. 第三者の個人保証の際の公証人役場での対面手続の見直し

【要望内容】

- 第三者の個人保証の際の公証人役場での対面手続の見直し

【理由】

- 公証人による意思確認に当たっては、保証予定者が任意の口授ができるよう債権者や主債務者が同席しないことが望ましく、また、基本的な事柄を安易に資料に基

づかずに口授することができるかなどを確認することが必要になるが、電話やオンライン会議では同席者の有無や囑託人が資料を参照しているかどうかなどを確認することが困難となり、保証意思確認の趣旨が達成できないおそれもある。このような観点からも、電話等での対応は相当とはいえないと法務省からは回答があった。

- 定款認証については、既に、オンライン申請、電子署名、テレビ電話等の利用が可能であり、利用者は公証役場に出頭せずに遠隔で手続を完了することができる。上記についても可能な方策を検討すべきである。

⑭. 税理士の2カ所事務所の設置禁止要件の緩和

【要望内容】

- 税理士の2カ所事務所の設置禁止要件の緩和

【理由】

- 税理士がその職務をテレワークなど在宅勤務とする際、税理士法第40条第3項の「2カ所事務所の設置禁止」に抵触する恐れがあるため、見直すべきである。

2. 規制・制度の見直しによる民間の創意工夫への支援

①. プレミアム付き商品券発行拡大のための保証金供託制度の見直し

【要望内容】

- 資金決済法の保証金供託制度の要件緩和

【理由】

- 地方公共団体では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを財源とし、消費喚起と地域経済循環に大きな効果があるプレミアム付き商品券事業を実施し、多くの商工会議所で商品券発行に取り組んでいる。
- 資金決済法の保証金供託制度により、国・地方公共団体等以外が有効期限6カ月超のプレミアム付き商品券を発行する場合、一定の条件の下、発行保証金を供託しなければならない。他方、商工会議所・商工会については、供託を不要とする有効期間の延長特例があるが、個別の認定手続が必要となっている。
- 感染が長期化する中、業種によって異なる需要のタイミングに応じた柔軟な支援を行うことが求められていることから、商工会議所等におけるプレミアム付き商品券の継続的かつ大規模な発行を促進するため、資金決済法上の保証金供託が必要となる有効期間の要件を、現行の6カ月超から12カ月超に延長すべきである。
- なお、商工会議所等の公的な団体が主体となって発行する場合は、供託制度の対象外とすることについても検討すべきである。

②. 道路占用許可基準の緩和の拡大および恒久化

【要望内容】

- 道路占用許可基準の緩和の恒久化
- 道路占用許可の申請主体の制限緩和

【理由】

- 国土交通省は、新型コロナウイルスの影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、路上利用の占用許可基準を緩和して、テイクアウト販売、テラスにおける飲食提供等を時限的(11月30日まで)に認めているが、コロナ禍における飲食店等の事業を継続的に支援するために、占用期間の期限延長(12月以降)と合わせて、制度の恒久化を検討すべきである。
- また、占用許可は地元協議会や民間団体が申請することになっているが、本制度の一層の活用を促すためにも、個別店舗による申請を認めるように要件を緩和すべきである。

③. 期限付酒類小売業免許の期限延長および恒久化

【要望内容】

- 飲食店の在庫酒類の持ち帰り用販売等に資する「料飲店等期限付酒類小売業免許」の有効期限延長(取得日から6カ月間)および恒久化

【理由】

- 新型コロナウイルスの影響を受けている飲食店への救済措置として許可されている「料飲店等期限付酒類小売業免許」については、有効期限は、取得日から6カ月間となっている。
- 申請件数は、全国で26,524件(4月10日～6月30日申請分、国税庁)あり、都市部の飲食店を中心に需要は高い。
- コロナ禍の影響が長期化する中、継続的に飲食店を支援するために有効期限延長(取得日から6カ月間)と更新手続の簡素化、本制度の恒久化が必要である。

④. 乗合バス事業者の運行計画・運賃等の許可申請手続の要件緩和

【要望内容】

- 乗合バス事業者の運行計画・運賃等の許可申請手続の要件緩和

【理由】

- 事業者が乗合バスの許可を受けるに際しては、路線、停留所、運賃等を記載した事業計画を事前に運輸局へ申請しなければならない。
- 申請された内容については、標準処理期間が設けられているが、いずれも長期間を要するため、市場や社会情勢に応じた柔軟な路線変更や価格設定等を困難としている。(標準処理期間例:事業計画の変更認可(路線変更):2カ月、上限運賃料金の認可:3カ月)
- コロナ禍においては、利用者のニーズや需要の変化に即応する必要があることから、乗合バス事業者の運行計画・運賃等について、柔軟な変更を可能とするよう許可申請手続の要件を緩和すべきである。

⑤. 旅館業法の宿泊拒否要件の見直し

【要望内容】

- 旅館業法の宿泊拒否要件の見直し

【理由】

- 旅館業法第5条では、ホテルや旅館等は「宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」でなければ宿泊を拒むことはできないとされている。
- 7月22日にスタートした「GoToトラベル」においては、感染防止策としての検温等を制度利用の条件としているが、「37.5度以上」の発熱がある客について「保健所の指示を仰ぐ」としているのみで、宿泊の可否についての具体的なルールは設けられていない。
- 宿泊者と従業員に対する安心・安全を確保する観点から、宿泊利用制限を勘案した見直しを行う必要がある。

⑥. 企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大

【要望内容】

●企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大

【理由】

- 経済・社会の構造変化や労働者の就業意識の変化、さらにはコロナ禍を契機としたテレワークの普及等により、同制度の対象業務が限定的であり、ホワイトカラーの業務の複合化等に対応できていないといった課題が生じていることから、課題解決型提案営業の業務など対象業務の拡大を早期に実現すべきである。

⑦. 離職後1年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制の撤廃

【要望内容】

●離職後1年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制の撤廃

【理由】

- 離職後1年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制は、派遣を悪用した労働条件の引き下げを予防するためのものである。しかし、この規制により、自らの意思で元の勤務先を離職した者や、過去に有期契約により短期就業した者であっても、離職後1年以内は、在籍していた企業で派遣労働者として働くことができない。
- このような状況は、就業希望者のニーズに反し、就業機会そのものを阻害していることから、同規制は撤廃すべきである。

⑧. 災害発生など緊急時における「年次有給休暇の取得義務化」の適用除外

【要望内容】

●労働基準法第33条の適用拡大

【理由】

- 労働基準法第33条は、突発的な事故への対応を含め、事前に予測できない災害その他避けることのできない事由(サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応や大規模なリコールへの対応)については、労働時間の延長の対象になる旨を規定しており、「時間外労働の上限規制」の下においても、本規定は適用されることになっている。
- しかし、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日の休暇を取得させる必要がある「年次有給休暇の取得義務化」には本規定が適用されず、仮に最終月に緊急事態が発生し、5日のうちの1日でも取得ができずに違反となった場合には、罰則が科されてしまう恐れがある。
- 災害対応や新型コロナウイルスの感染防止に伴う対応等やむを得ない場合には、「年次有給休暇の取得義務化」についても本規定を適用すべきである。

以上